

それから第一番目に質問いたしました電波障害の問題ですけれども、これについては先ほどから時間がある間に検討願いたいと申し入れておきましたか、どのような結果が得られたか御報告願いたいと思います。

○企画財政課長(上野重勝君)

問題が各課にわたりますので、私の方から総括して御答弁を申し上げます。

大変時宜を得た質問でございますが、大変複雑でむずかしい内容を含んでいる問題でございます。御承知のように三月六日の電波管理局長の通達は、原則的には原因者負担を打ち出してありますけれども、反面両者の協議によって進められたというところがたわれております。したがって、それぞれの地区によって、あるいはたとえば名古屋のように全額電話局が負担するという例もございますし、それから維持管理については被害者側が負担するという例もあると思っております。しかしながら、これが全国的な大きな問題となつてきておりますので、建設省におきまして、この研究会をつくり八月ごろを目途に通達を出したいというふうなことでございます。

福生市におきましては基地の電波障害による関係、それから市の施設による関係というふうなございまして、それらの負担はどのようにするかは各市の問題に影響を及ぼすこ

とでもございまして。それから、又市の決定機関が民々にも影響を及ぼすことでございしますので、私どもといたしましては結論を出しますのに慎重を期す必要があるかと思っております。したがって、建設省の一応の基準がでる時点におきまして、基準をもとにたしまして慎重に検討をいたしたいと思っております。

ただ私も個人的に考えますと、趨勢としては原因者負担の方向に向きつつあると思っておりますけれども、又一面今後はこれを留保している方々の各家庭の場合には、当然共同アンテナがない場合には個人でそれを設置しなければならぬ、その経費の負担の問題もあるかと思っております。したがって、いろんな点を勘案いたしまして、市としての態度を決定いたしましたと思っております。

○議長(岩田博君)

次に十七番 関米吉君。

(十七番 関米吉君登壇)

○十七番(関米吉君)

会議規則第八十六条の定めによりまして、さきに通告いたしました

一般質問を行わせていただきます。

私の質問事項は、一、公共下水道事業の現況とその見通しについて。二、現行市内放送の内容充実について、三、二項目でございまして、各質問事項について市長及び関係課長

のわかり易く、かつ明快なる御答弁をまずお願い申し上げる次第でございます。

まず、第一項目の公共下水道事業についてお尋ねいたします。

近代都市における汚水処理、雨水処理の問題は、環境衛生の向上、河川汚濁の防止、住みよい町づくりの形成と、どの面から見ても早急に整備されなくてはならない問題であります。先ほどの五十三年度一般施政方針演説の中にもこの公共下水道の問題について触れられておられるとおりでございます。当市におきましては、去る四十七年に公共下水道計画を策定いたしました。四十八年から五十二年までを第二期事業期間とし、現在市内各所においてこの工事が進められております。これは御承知のとおりでございます。この計画によりますれば、この下水道計画は市内を八処理分区に分かちまして、処理区域は九百九十一・四ヘクタール、全区域を自然流下によりまして処理される人口は六万一千人、全事業の完成は昭和六十年と見込まれて、そのうち全体計画の六三・四％に当たる六百二十八・九ヘクタール、七処理分区に關係する認可を得て現在工事が進められております。

御承知のとおり下水道事業は汚水処理及び雨水処理という両面の目的をもて進められておられるわけですが、ここでは一定雨水処理と汚水処理問題は切り

離しまして汚水処理についてのみ質問いたします。

まず第一点は、第一期工事の進捗状況についてでございます。第一期工事として四十八年から五十二年までに遂行すべき事業計画は、処理区域が百三十一ヘクタールで、全体計画の一三・二％、管渠の延長は三万八千二百五メートルということで、全体計画の二七・八％がその対象となっております。いま第一期計画の事業最終期を迎えまして、特に重点的に工事施工が進められましたところの福生中部処理分区及び福生南部第一処理分区の工事は何％ぐらい完成しておるか。工事量に対する完成率をもってお答えしていただきたいというのがまず一点でございます。

又、第二点といたしまして、この完成区域内における世帯数がどれくらいあるかということをお明らかにしていただきたいのでございます。

次に第三点の問題は、八処理分区中、西部武蔵野台幹線は羽村幹線の關係という事で五十四年度以後とされておりますので、この区域を除きまして残る七処理分区を市が施工した場合、第一期工事が一〇〇％完成したとみても先ほど指摘したとおり、処理区域は全体の二二・二％が完成したに過ぎないという状態でございます。四十八年から五年がかりで二二・二％の完成だといいますと、残り八六・八％の完成

は公約どおり六十年までに達成することができるとか。第一期事業計画区域は人口密集地域でありまして、残りの区域はそれと比較いたしますとやり易い地域でありますので、幹線ルート completion ということは六十年まではできるかもしれせんけれども、この地域、福生市民が供用開始できる状態となるまで、六十年までにできるかどうか。この点は昨年六月十一日の第二回の定例会においても質問されておるところでありまして、その質問を思い起こしこれから明確なる答弁をお願い申し上げます。

第四点です。四十九年九月三十日施行となり、五十二年十二月二十七日改正されました福生市下水道事業受益者負担に関する条例第三条、排水区域の公告、すなわち市長は、この条例施行後遑滞なく排水区域の名称、区域及び地積を報告しなければならぬと定められ、第四条から第七条において各受益者の負担額等について報告することに定められております。この条例によるこの排水区域の公告及び受益者負担に対する報告は先日どの一般施政方針の中では五月ごろ以降に告示されるであろうというふうなことを申し上げておられるようでありまして、これも、この示される内容についてお尋ねいたす次第でございます。

以上四つの点が公共下水道事業に対する質問でございます。

続いて第二項目の市内放送のことについて質問いたします。現在市内の放送設備として市内の各所に二十基の放送塔が設けられ、毎日の定時放送と火災放送などの緊急放送が行われております。定時放送及び火災報知等の放送内容について私はここでよく申し上げるつもりはございませんが、せっかく設備された放送施設でありますので、いまだこの利用を推し進めて、たとえばお休みの前の放送に「あすは市民税の納期限でございますよ」とか「交通災害共済の申し込み期限は明日に迫っております。どうぞお忘れなく、市民の皆様さんお休みください」というような市行政のお知らせを織り込むような内容の充実を行う考えがあるかどうか。又、火災報知についても火災発生の際にただでなしに「ただいまお知らせしました火災はボヤで鎮火しました」とかというふうな結果放送がでないかどうかお尋ね申し上げる次第でございます。

この放送につきましては、近在各市町村との同波数との問題、あるいは放送電波という点に対する市民からの苦情、そうした別の点からいろいろ考えなければならぬ問題も含んでおりますけれども、内容充実に関するところの市民の要求も非常に強いので、この際、市当局の考えを明らかにするよう要求する次第で

でございます。

以上 下水道事業及び市内放送についての数点の質問を行いましたので、明確なる答弁をお願い申し上げる次第でございます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一の下水道のことでございますが、あちこちで工事を施工しておりまして市民の方には大変御不便をかけております。又、商店の方からいろいろと余計な御批判があるわけでございますが、御協力いただきましてまことにありがとうございます。余計なことではございますが、一般的に最近はこちらの市町村にまいるにしても下水道工事が盛んでございまして、昔でございましてとてもこれは警察で許可しなかつたけれども最近はどこでも許可するようです。やはり公共事業の振興というのか幾らか響いているのではないかと思います。

そんなことでございまして、私どもも一生懸命やらせていたんですが、おかげさまで予定以上に進んでおりまして、比率からいいますと、よその市を大分追い抜

いているわけでございます。ぜひとつ予定どおり六十年までには完成してしまいたいという意気込みでございます。後はご一から四番までの内容につきまして担当課長からくわしく申し上げますが、下水道課におきましては大変くわしい分析をしております、予算の面、起債の面、あるいは起債の返還の面、いろいろ面からまいりまして御協力を得られるならば、下水道につきましては予定どおりできあがるだろうという計算になっております。私たちがそれに向って邁進しなければならぬということ、今後市の一番重点的な事業は下水道事業になるのではないかと考えておる次第でございます。

本年度のこれから御審議いただきます下水道工事の予算につきましては、御覧になりまして、やると言っても少いではないかというおしかりを受けるかもしれないですけれども、実は五十二年までは流域下水の分が大分入っていたものです。本年からはほとんど都市下水の方に回るものでございますので、伸び率は大幅に回るわけでございますので一生懸命やらせていたのださいたいと思う次第でございます。細かくは課長の方から申し上げますと思います。

それから、市内放送でございますけれども、私もお説のとおりもう少し細かくやったらいいのではないかと思うのでございまして、実はこの前もたびたびそういう問題

が出ましたところが、やはりうるさいという者もかなりあるわけでありまして、この点が非常にむずかしいものでございます。

かすかに覚えておりますが、二、三年前でしうか、議員各位にも御相談申し上げた記憶がございますけれども、その程度が非常にむずかしいという感じがいたします。又、この問題につきましては最終的には議会側にもちうだいたいたしたかと思っております。たとえはの誰、たゞ火事か何番地でありましたというのはちょっと不安でございまして、おおよそどの辺の場所かというところ、それから水やでじき燃わったとか、其焼していつとか、そのくらいのことばほしいと思ひわけでございます。いろいろな面があると思ひわけでございますけれども、やはり拡声器の近いところは十分うるさいと考へてございまして、そのところはどのくらいか程度でよろしいですか、いろいろと各界の御意見も伺ひまして、担当の方でひとつ案をつくりましてお示しを申し上げまして、御意見も伺ひたい、このように考へております。きょうのところ申しわけございませんけれども時間と持滞いたしましたと思ひわけでございます。そんなところでございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

下水道につきましては細かい分析がございまして、専門の方から御説明申し上げたいと思ひます。ただ私はせいふ六十年までつくりたいというところでございまして、よろしくお願ひいたします。

ます。

○下水道課長(須崎進君)

自席からお許しいただきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

公共下水道の計画につきましては、いま関先生がおっしゃられましたとおりでございまして、九百九十一回ヘクタールの区域のうち、いままでの第一期事業認可及び第二期事業認可を得ましたそれらの進捗状況について逐次申し上げてまいりたいと思ひます。

いま御指摘のように第一期事業認可につきましては、四十九年二月六日をもちまして四十八年から五十二年度にわたります百三十一ヘクタールの事業認可を取りまして八処理分区の一部ということで施工をして現在までまいつてきてゐるわけでございます。これにつきましては一応予定でございしますが、五月二十日をもちまして供用開始ということでございますが、それまでに整備したものが百七ヘクタールございまして、整備率につきましては八二%に当たるわけでございます。それから、第二期の事業認可でございしますが、これは五十二年九月六日に認可を取りまして五十二年から五十六年度までの五年で施工するものでして、これが以前申し上げましたとおり面積にいたしまして六百二十八・九ヘクタールの七処理分区にわたって施工していくものでございます。

この二期の事業認可につきましては、第一期を含めまして、六百二十八・九ヘクタールでございますので、現在のところ一部二期に整備がわたっているところもございます。これらの完成が百四十二・三ヘクタールでございます。これを整備率で申しますと、ほぼ二二%に当たるといふものでございます。それから、これらの区域の百七ヘクタールの世帯でございますが、ほぼ三千四百戸でございます。

なお、これらにつきましては、いま市長が申し上げました昭和六十年度までに普及率を二〇%にするということでございますが、現在までいま申しました百四十二・三ヘクタールの残り分でございますが、全区域の六百六十六・四ヘクタールまでに五十三年度におきまして五十九ヘクタールを整備するべく予算措置をしているわけでございますが、五十三年度を五十九ヘクタール、五十四年五十九ヘクタール、五十五年度五十五ヘクタール、五十六年度六十五ヘクタール、五十七年度七十九ヘクタール、五十八年度七十九ヘクタール、五十九年度八十九ヘクタール、六十年年度七十九ヘクタールと一応整備いたしましたして、六十年年度には一〇%の普及率を見ようというものでございます。

なお、これらの年度別普及率でございますが、これらは現在まで建設費で申し上げますと、百四十二・三ヘクタールにつきましては、十六億八千四百十九万三千円の経費を要

しているわけでございます。今後の見通しといたしまして、ヘクタール当たりの単価は大体一千二百五十万円くらいの割になるわけでございますが、これらにつきましては七%程度の上昇率を見た場合には、いま申し上げました残りの分の六百六十六・四ヘクタールまでの工事費になりますと八十五億二千五百万円程度の経費が工事費として必要になってくるということでございます。

なお、受益者負担金につきまして現在説明いたしまして、受益者の方々から申告をしていただいているということでございますが、先ほど申し上げました現在完成している百七ヘクタールの区域につきましては、昨年十二月二十日に公示をいたしまして、現在事務を進めて徴収をさせていただいているところでございます。

○十七番(関米吉君)　いま御答弁いただきましたように百七ヘクタール、三千四百三十八戸に關するところのいわゆる供用開始の公示が間もなく行われ、しかも下水道事業受益者負担に關する条例に基づくところの公告がこの地域に対して十二月二十四の日に行われている。その問題について再質問いたします。

御承知のように下水道法第十一条の三におきましては「供用開始の公示がされた下水道の処理を開始する日」から三年以内にその区域の水洗便所の水洗化を図

らなければならぬ。改造しなければならぬ。こういうふうな下水道法十一條の三ではっきり明記されておられるというところは、御承知のとおりでございます。市長は水洗化の原則として三年以内に公示された区域の水洗化は義務づけられている、原則としてという言葉はあるけれども、原則でなく三年間にこれをやらなければならぬ。そうしますと、ここでこうしたカテゴリー費用を投下しなから下水道事業が着々と整備されつつあるわけであります。この水洗化の促進のためにこれからは、市はどのように対処していくかというところを一番心配するわけです。

その理由はやはり行政の曲がり角ということが言われるかもしれませんがこれも御承知のとおり現在当市においては尿の無料化ということが行われているわけであります。それで下水道法十一條の三、それから市の規定、そうしたものに付しても三年間に水洗化しなければならぬというところは、はっきり明記されてあるだけであつて、これに関する罰則規定がないことは理事者側も御承知のとおりでございます。それで水洗化をするには自己費用として便所の改造費だけでなく最低十五万円から最高三十万円の改造費が必要である。そのほかに受益者負担金を負担していかねければならぬ。してみますとせっかくのこうした莫大の投資というものが行われ

いながら、市長もここに指摘されているように、先般市各地においてもその普及率が十分ではないところの理由はそこにあるうと思ひます。これを市はこうした二つの行政、一方における尿汲み取り化の行政の推進、あるいは又、一方における下水道の普及をどうやっていくかという二つに対して、この二つの望み、現在の市のあり方というもの、政治のあり方というものの接点をどこに求めて普及を図っていくかということに対してそろそろ結論をいたしたい時期にきているのではないかと思います。その点に関しましてはお答えをいただきたいと思います。水洗化促進のためにどのように対処していくのか、いろいろの貸付制度や一部負担を実施していく方針でございます。この具体的な内容はどのようにとらえたいのかということをお示しいただきたい。それが第一点です。

それから第二点目は、いま課長の方から六十年度までの工事計画に対する説明が行われました。八十五億二千五百万円の金を要します。ここで財政当局にお尋ねいたします。四十九年から始まったところの下水道会計の五十二年度までの予算総額は二十四億四千九百九十九万円です。もちろん、この中ではさき市長が御指摘にいられたように、すべて公費下水道に関する費用ではございません。この中には流域下水道関係費も含んでゐる。この流域下水道関係を含みましたこの下水道関係の費用は、過去五年間に二十四億四千九百

万円という多額な金が使われてゐる。しかもこれに対する国庫補助は四十九年から五十二年度まで通算いたしまして九千百万円で三・七％です。都の補助金は八千二百百万円で三・三％。これは過去四十九年からです。一般会計からの繰り出し四億五千六百六十九万九千円、一八・六％を一般財源から持っていてゐるわけですから、事業債これに伴うところの借金は十一億六千七百六十万円で実に四七・七％です。というところは、私の言ふ二十億四千万という金の中には流域下水道の関係も含んでゐるのです。その中で、この公共下水道だけに關する事業債が十一億六千七百六十万円。ですから流域下水道というものの関係を除けば、この起債率は優に五〇％を越してあります。これは明らかです。こういうふうな考えから、この六十年間までの計画を示されてその総額は八十五億二千五百万円ですと、こういうことになつてくるわけです。特に、五十二年度三算においては九億一千百十万円の公共下水道三算です。この中に占める公共下水道事業債は、五億七千万円で五五・二％です。そういうところから、しかも国庫補助の対象となるべき事業というものは、これから逐年減つていくと思ふんです。そうすると十一億円の調整交付金などの考え方というふうな財政的な裏づけを、財政当局からこの六十年間完成を目指すところの下水道事業会計に關するところの明確なお答え

を第二点として示していただきたら。これは、さつき第一番の私は政治の転換というふうなことに關連すると思ふんです。その点についてお願いしたいと思ふんです。

それから市長にお答えいただきましたので、この点についてはそれほど詳しい御答弁をほしくありませんけれども、この広報施設について特に庶務課長にお尋ね申し上げるわけですが、現在、この放送施設は福生地区に八基、熊川に六基、北田園に二基、あと牛浜、武蔵野台、南田園、志茂に各一基、合せて二十基ということば間違ひないと思ひます。それで、市長もそのように前から考へておつたのだということば言われたわけですが、これも三年前の昭和五十年、三年になりますが、そのときの広報施設利用に關するところの行政報告書、百八十八ページにこう書いてあるのです。「災害時の緊急放送及び市のお知らせをよりの確に市民に広報するため施設の充実に努む。よつて四十九年度まで十一基しかなかったこの施設を、五十年年度には九基増設して計二十基に増設した。緊急放送及び市のお知らせをよりの確に市民に広報するための施設として、これだけの資本を投下し、このように整備しました。」としてみれば、少なくともすでに二年たつてゐるわけでしょう。こういうふうなことを議会に報告されてしかも文書で出されてゐる、それから考へて、私もさつき指摘しました。この

放送というのは一方的でなしに、その施設のすぐ直下の人たちに対する、いわゆる騒音と
りり公害の面からも別な面のこともあります。しかし、そうしたところの市民要求を
どこに線引きするかというのが、政治の要諦だろうと思うのです。一方だけ強調して
しまえば、じゃ、うるさくても辛抱しようということになります。うるさいという市民の
側の立場を取れば、やっぱりこれ以上のことはできませんという形になろうかと思ひます。
この多様化している市民の要求をどういう接点でとらえるか政治だろうと思うので
す。したがって、これを二年間も放りっぱなしであったというのは、これはまずいと思う
のです。したがって、改めて議者の皆さん方の御意見を聞くという形でなしに、少な
くとも六月ごろからやるのかというような積極的な答弁を、あるいは私が言ったような
ことはあしたからでもできるのではないかと思ひます。そういうもっと積極的な取り上
げ方に対して、いま一歩進んだ答弁をお願いしたい。このようにお願いいたします。
再質問として以上のことをまずお答えいただきたいと思います。

○市長(石川常太郎君) 一点の下水道工事ができ上がりましてそれを利用してくださ
る人がいないと困るわけなんで、私もこれを心配しております。この点だけ私が御
説明申し上げまして、あとは財政課長から御答弁申し上げます。

どちらでもこの問題は大変でございます。せっかくやったところが、利用者が非常に少
ない、汲み取りの費用もかかったり、下水道の費用もかかったりで大変なことになるわけ
でございます。と申しまして、公共下水道にならぬわけでもって汲み取り車を止
めるということはできないわけです。そこに悩みがあるわけでございます。で、大野余の策
といったしますれば、もとに戻りまして、受益者負担の原則をもって、又、汲み取り料をいただ
くという方法以外にないと思ひます。まだ六十年度まで工事があるわけでした、三年と申
してしましても、いままさに三年以内にするということはお金の面でございまして、多少猶予
をもちまして、もちろんこれは加入者が多ければ、それをやる必要はないわけですから、
三四年、そういうようないくらかPRもいたしまして相当程度御加入いただかないと、
汲み取りを有料にしなければならぬというところも申し上げなければならぬと思ひます。
早急にはできませんから、三年以内というのはちょっと無理と思ひます。ですから五年く
らい猶予があつていいのじゃないかと思ひます。しかし、これは必ず有料にしていかなけれ
ばや、いけないわけです。恐らくこれは衛生のためにやるのでございまして、できたこ
ろはおつなぐいただきますけれども、あまり少ない場合にそういう姿勢を出さざるを
得ないのではないかと、いまひそかにそのようなことを自分で考へております。まだこれは

役所内で検討したわけではございません。私一人でやむを得ないときには、そうするよりしかたないだろうと、そういうことを自分で考えております。まだ役所では検討いたしません。ですから善及の程度でございまして、検討をいたす後取りになるわけでございます。ソマニヤをやるとか、やらないとかというところではございません。そういうふうな考え方で私はいくということにして、供用開始になりました利用者の程度を見まして、そういう考えの検討を市役所内で公に取り上げていきたいと、いまのところはそうように考えておる次第でございまして。

○上画財政課長(上野重勝君) それでは、戦政的な面につきまして、私から御答弁申し上げます。

現在、下水道で計画をされております昭和六十年度完成を目途といたします。財政計画の中では、一般会計からの繰入金、これが主として下水道における元利償還金に相当する部分でございしますが、これが五十二年度時点で二億円、最終年度の六十年度の時点では六億五千万円というふうになると思います。大体三倍近くになるのですが、一方、一般会計の状況を見ますと、現在財政状態が逼迫をいたしております。この財政の伸長率というのは低くなっておりますが、自治省の過去十年間の財政計画によりますと、大体一九%伸びております。私ども試算した段階で伸び率二%として押えた場合に大

体財政の伸びが二倍ちょっとになります。したがって一五%、あるいは一九%近くになります。財政の伸びは恐らく三倍か、あるいはそれ以上になるかと思っておりますので、現在の下水道負担金については一般会計での負担が可能であろうというふうに思っています。

それから又、一方公債比率の問題でありますけれども、現在の状態でございます。大変最近の經常収入の伸びが急速に伸びておりまして、私どもが以前に予告していたとせよともはるかに数字がよくつてきております。それで五十年程度まではかなり数字が出せましたが、それ以後については累進して出す以外に方法はないのですが、現在、私どもが試算した段階では一般会計での公債比率は、大体二%程度で止まると思っております。一方、下水道も一般会計とみなして公債比率を出した場合には大体一八%程度になる予定でございまして、又、一方公共下水道の整備が現在国の大きな施策の一つでございまして、国がいま直ちにこれらに対する補助対策を打ち出せないのであるために起債という面で肩がわりしているわけですが、これに対しては地方交付税においてその元利償還金についての手当をいたしております。この時の時点では交付税の算定されました下水道の償還金額というのは、四千八百四十二万一千円程度だと思っております。この年度について、下水道の元利償還元金が八千四百二十七万四千円になっております。したがって